

## 確定申告により控除されるもの（医療費控除）

### 1. 医療費控除とは

医療費控除とは、本人又は一緒に住んでいる者の医療費を支払った場合において、その年に支払った金額が100,000円を超える場合には、その超える部分について適用する。

### 2. 対象となる医療費 → 領収書は必要！！

- (1) 医師又は歯科医師（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、カイロプラティックの専門家も含む。）に支払った治療費
- (2) 治療のために支払った薬代
- (3) 松葉杖、義歯の購入費
- (4) 人間ドッグ（治療を必要とする場合に限る。）
- (5) 療養のための費用（親族に対して支払ったものは除く。）
- (6) 出産費用など

### 3. 対象とならない医療費

- (1) 医師・看護婦に対する謝礼金
- (2) 栄養剤・健康食品の購入費
- (3) 眼鏡・コンタクトの購入費
- (4) 人間ドッグ（治療を必要としない場合に限る。）
- (5) 親族に対して支払った療養のための費用
- (6) 美容整形費用など

### 4. 医療費の金額より控除される保険金等

- (1)健康保険組合等から支給される給付金(例：出産育児一時金、高額医療費)  
※傷病手当金、出産手当金は、医療費の金額より控除されない。
- (2)保険契約に基づく保険金(例；災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約)  
※交通事故傷害保険に基づく保険金、所得保障保険に基づく保険金は、医療費の金額より控除されない。